

県立小川高等学校定時制の課程 部活動に係る活動方針

I 活動の基本方針

- 1 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行い、学習活動との両立をとおして、充実した学校生活の実践を図る。
- 2 部活動をとおして、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養を図る。

II 指導体制の整備について

- 1 部活動の顧問は年間、月間の活動計画及び活動実績を作成し、教頭に提出する。
- 2 作成した活動計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 3 部活動には原則として複数の顧問を置く。

III 具体的な活動の進め方

- 1 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- 2 体罰やハラスメントのない指導に徹する。
- 3 必要に応じて、心肺蘇生法やAED使用等の研修を行う。
- 4 生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう、効率的で安全な練習メニューの作成に留意する。
- 5 校外で実施される研修会、講習会等への顧問の積極的な参加を推進する。
- 6 部活動費用を徴収する際は、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正に処理する。

IV 適切な休養日等の設定について

- 1 休養日の設定や活動時間は、次の(1)、(2)、(3)を基準とする。
 - (1) 学期中の平日は、原則として週2日以上休養日を設ける。週休日及び休日は原則として活動を行わず、休養日とする。大会等への参加等で休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - (2) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じる。また、適切な日数の休養期間を設ける。
 - (3) 1日の活動時間は90分程度以内とする。ただし、練習試合や大会等を除く。
- 2 その他
定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。